

ハラスメントは、個人の尊厳と人格を侵害する決して許されない行為であるとともに、もし、発生した場合、職場における損失のみならず、これまで積み重ねてきた住民からの信用はたちまち失墜することとなり、いったん失った信頼を回復するには多大な努力と膨大な時間が必要となります。

職員一人ひとりが自覚と誇りを持ち、誠実に職務を遂行し、働きやすい職場を目指すために、私は吉川松伏消防組合消防本部の長としてハラスメント対策に関する取組みを推進し、以下のとおり宣言します。

## 【ハラスメント防止宣言】

消防という背景には、災害現場で安全、確実、迅速な部隊行動を遂行するため、指揮命令系統を明確にする階級が存在し、職員には、厳格な規律の保持が求められている。しかしながら、その結果生じる上下の関係において、指導という名目の下、ときには限度を逸脱する危険性の存在が危惧される所であり、また、近年ではパワハラやセクハラだけでなく、マタハラやモラハラなど社会全体のハラスメントも多様化している状況となっている。

ハラスメントは、個人の尊厳と人格を侵害する決して許されない行為であり、そのような行為は、被害者を深く傷つけるだけでなく、職場環境を悪化させ、業務の円滑な遂行に支障を来すことにもなるため、絶対にあってはならない。

当消防組合では、すべての職員が互いの人格を尊重するとともに、風通しのよい職場の実現を目指し、ハラスメント等の撲滅に全力で取り組むことを宣言する。

令和5年4月3日 消防長